

「健康経営優良法人 2021」における主な変更内容等について

○《大規模法人部門》

変更内容等	
新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応	①企業活動への影響が大きい期間(2月頃～申請日まで)にできなかった取り組みがある → 適宜配慮・救済措置あり
	②企業として組織体制を整え、計画的に取り組んだ → 優良な取り組みとして評価
	③連名申請する保険者において、特定健診・保健指導実施率が後期高齢者支援金の加算対象でないことが申請要件(昨年度) → 特定健診・保健指導実施率(2019年度実績)は考慮しない

○《中小規模法人部門》

変更内容等	
1) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応	①申請期間:8月下旬～ 11月下旬頃 ※昨年度より1ヶ月程度延長
	②企業活動への影響が大きい期間(2020年2月～申請日まで)にできなかった取り組みがある → 適宜配慮・救済措置あり
	③新型コロナウイルス感染症へ具体的な施策をとった、または企業として組織体制を整え計画的に取り組んだ → 優良な取り組みとして評価
2) 新たな冠制度の創設	優良な上位500法人に対して「 ブライツ500 」を付与

お問い合わせ先

【健康経営優良法人 2021 申請について】

認定事務局:株式会社日経リサーチ コンテンツ事業本部 編集企画部

ご担当者:高島様、大森様、原様

TEL:03-5296-5172(受付時間:平日10時～17時半)

FAX:03-5296-5140

E-mail:大規模法人部門 health_survey@nikkei-r.co.jp

中小規模法人部門 kenkoujimu@nikkei-r.co.jp

【健康経営優良法人認定制度全般について】

経済産業省ヘルスケア産業課

E-mail:kenkoukeiei-team@meti.go.jp